

◎ 附 録

1 昭和47～平成12年度催物展開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空 から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料鉤物展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失 わ れ た 漁 具 展	51.11.14～11.28	〃	
	公 募 科 学 写 真 展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日 本 列 島 の 野 鳥 展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬 の 民 具 展	52.11.12～11.27	〃	
53	山 陰 海 岸 の 生 物 展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美 術 資 料 館 蔵 品 展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
	秋 の キ ノ コ 展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民 俗 行 事 写 真 展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 ―秋里遺跡を掘る―	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古 文 書 展 と 古 地 図 展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
	空 からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	ア イ ン シ ュ タ イ ン 生 誕 100 年 記 念 写 真 展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因 ・ 伯 の 木 綿 ～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自 然 資 料 展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧 鳥 取 駅 資 料 展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～ 現代アメリカの版画 ～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自 然 資 料 展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館 蔵 美 術 資 料 展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油 彩 と 素 描 ～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 写 真 展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第 1・第 3 展 示 室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展 示 室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第 1・第 2 展 示 室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第 1・第 3 展 示 室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 ～ 鳥 取 県 の 絵 馬 ～	63.11.15～12. 4	〃	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第 1・第 3 展 示 室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因 ・ 伯 と 但 馬 の 襖 絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 の す が た 展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川 と 池 の 自 然 の く ら し	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～4.1.19	〃	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	〃	
5	夭折の画家・前田寛治と 異色の彫刻家・辻晋堂	5. 4.25～ 5.30	第 1・第 2 展 示 室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料の美～	6. 2.15～ 3.13	〃	
6	空 から 見 た 郷 土 の す が た	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 た ち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻み続けた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2・3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～書と人物～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展 示 室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展 示 室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展 示 室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
7	安 富 コレ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展 示 室	
8	山 陰 海 岸 の カ ニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展 示 室	
9	鳥 取 東 照 宮 の 宝 物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展 示 室	
	絵図と出土品でみる鳥取城	10. 2.13～ 3.15	〃	
10	岡村吉右衛門コレクション展 －ア ジ ア の 染 織－	10. 4.18～ 5.17	〃	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	〃	
	空 から 見 た 郷 土 の す が た	11. 4.16～ 5.16	第 2 展 示 室	
11	鳥取県民の明治・大正・昭和	11.11.12～12.23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物の人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
12	ふ し ぎ 大 陸 南 極 展	12. 4.21～ 5.21	第 2 展 示 室	
	城 下 町 鳥 取 の 絵 図	12. 9. 9～10.26	第 3 展 示 室	

2 昭和47～平成12年度利用統計

区 分 年 度	常 設 展				特 別 展				普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生 人	一 般 人	計 人	展 覧 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計 人	館 内 人	館 外 人		展示室 人	講義室 人	計 人	
47 年 度 (148日)	個人 16,804 団体 23,831 計 40,635	4,231	44,662	65,697	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	(28,563)	(6,437)	(28,213)	(63,213)	1,686	83	103,363	32,954	1,431	34,385	137,748
48 年 度 (306日)	個人 10,083 団体 14,289 計 24,372	2,109	23,891	36,083	第4回 日展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸秀作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 } 世界の傑作展 } (9.30～10.21) 計	9,072	6,148	15,126	30,346	1,700	608	106,861	58,311	4,009	62,320	169,181
49 年 度 (307日)	個人 8,858 団体 12,967 計 21,825	1,539	21,225	31,622	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4) 計	2,804	1,631	3,666	8,101	2,855	621	84,309	56,738	3,603	60,341	144,650
50 年 度 (310日)	個人 8,594 団体 11,246 計 19,840	1,430	22,815	32,839	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄斎展 (10.18～11.9) 計	745	255	3,092	4,092	2,975	755	77,527	23,212	2,904	26,116	103,643
51 年 度 (311日)	個人 7,097 団体 10,102 計 17,199	1,088	18,097	26,282	世界の貝展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7) 計	11,047	1,932	10,369	23,348	2,231	618	123,406	83,822	4,803	88,625	212,031

区 分 年 度	常 設 展				特 別		展		普及活動		研究	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計	展 覧 会 名	小・中学生	高校生	一 般	計	館 内	館 外		展示室	講 堂	計	
52 年 度 (314日)	個人	6,633	21,001	28,706	第8回日展 (4.29~5.19)	6,219	2,557	13,035	21,811	人	人	人	人	人	人	人
	団体	9,983	5,606	17,032	文化庁買上 優秀美術作品展 (8.6~8.26)	1,338	339	3,454	5,131	973	984	1,481	7,594	5,425	13,019	114,720
	計	16,616	26,607	45,738	失われた生物展 (10.8~11.6)	16,233	1,604	7,746	25,583							
53 年 度 (312日)	個人	6,885	22,959	30,906	近代日本画名作展 (4.29~5.21)	4,064	1,519	6,585	12,168							
	団体	11,454	6,629	20,057	世界の現代陶芸展 (7.20~8.17)	782	360	2,091	3,233	2,008	1,150	1,425	37,614	6,600	44,214	126,878
	計	18,339	29,588	50,963	縄文の文化展 (10.7~11.5)	6,793	1,085	3,839	11,717							
54 年 度 (312日)	個人	6,676	25,049	32,649	山陰の仏教美術展 (4.28~5.20)	2,741	671	5,636	9,048							
	団体	10,412	7,607	19,350	科学者レオナルド・ダ・ヴィンチ展 (8.4~8.26)	4,459	656	5,380	10,495	2,576	545	1,482	65,403	7,918	73,321	167,365
	計	17,088	32,656	51,999	日本海100万年展 (10.6~11.4)	8,744	775	4,624	14,143							
55 年 度 (309日)	個人	7,768	22,776	31,463	現代美術選抜展 (12.8~12.22)	1,130	455	2,171	3,756							
	団体	10,135	2,927	18,032	計	17,074	2,557	17,811	37,442							
	計	17,903	27,746	49,495	日本の人形文化展 (4.26~5.25)	2,504	442	3,980	6,926							
56 年 度 (309日)	個人	10,674	26,525	38,158	第11回日展 (6.14~7.6)	2,390	742	9,170	12,302	850	456	1,412	32,357	4,729	37,086	115,055
	団体	13,210	1,885	5,831	関西洋画の名作展 (10.18~11.9)	2,970	495	3,063	6,528							
	計	23,884	32,356	59,084	計	7,864	1,679	16,213	25,756							
56 年 度 (309日)	個人	10,674	26,525	38,158	近世の衣裳美術展 (4.25~5.17)	960	537	3,566	5,063							
	団体	13,210	1,885	5,831	鳥取県1000年展 (9.12~9.27・10.4~ 10.11・10.21~10.28)	20,346	552	12,049	32,947	800	1,012	1,591	30,606	4,000	34,606	144,625
	計	23,884	32,356	59,084	日本美術展 (10.25~11.15)	4,315	961	4,246	9,522							

区 分 年 度	常 設 展			特 別 展			普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生 人	一 般 人	計	展 覧 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人			計	展示室 人	講 義 室 人	
57 年 度 (297日)	7,142 7,078 14,220	625 1,058 1,683	20,152 4,180 24,332	27,919 12,316 40,235	生きている化石展 (4.28～5.23) 藩政時代の写生画と文人画展 (8.7～8.29) 内外美術名作展 (10.1～10.17) 計	10,117 655 3,405 14,177	583 70 494 1,147	7,731 3,542 4,270 15,543	18,431 4,267 8,169 30,867	人 879 551 1,352	人 26,760 5,850	人 32,610	人 106,494	
58 年 度 (298日)	4,641 7,914 12,555	450 1,332 1,782	15,817 3,783 19,600	20,908 13,029 33,937	世界の児童画展 (4.29～5.29) 地球のふしぎ展 (7.16～8.21) 辻 塾 堂 展 (9.23～10.23) 計	7,120 3,966 2,929 14,015	130 218 415 763	3,106 3,921 2,423 9,450	10,356 8,105 5,767 24,228	人 559 936 (3,110) 3,656	人 20,186 5,980	人 26,166	人 (3,110) 89,482	
59 年 度 (306日)	5,134 5,878 11,012	578 646 1,224	17,227 3,953 21,180	22,939 10,477 33,416	は に わ 展 (4.28～5.27) 京 の 染 展 (7.7～7.29) 近代日本美術の巨匠展 (10.6～11.4) 計	7,519 231 3,997 11,747	292 278 284 854	3,266 1,592 4,319 9,177	11,077 2,101 8,600 21,778	人 848 1,057 (2,115) 59,884	人 11,636 6,435	人 18,071	人 (2,115) 77,955	
60 年 度 (301日)	4,957 5,594 10,551	642 853 1,495	21,486 4,344 25,830	27,085 10,791 37,876	神々 の 美 術 展 (4.27～5.26) 昆 虫 の 世 界 展 (7.26～8.25) 計	1,412 6,238 7,650	197 146 343	3,206 6,083 9,289	4,815 12,467 17,282	人 935 1,117 (2,562) 60,030	人 28,773 5,240	人 34,013	人 (2,562) 94,043	
61 年 度 (303日)	5,550 6,166 11,716	621 939 1,560	22,631 5,332 27,963	28,802 12,437 41,239	山 陰 の 大 名 展 (4.26～5.25) 日本近代洋画の歩み展 (10.7～11.3) 計	4,035 2,961 6,996	465 756 1,221	7,386 4,724 12,110	11,866 8,441 20,327	人 1,449 1,211 (4,170) 68,727	人 (2,462) 35,379 6,020 41,399	人 (2,462) 110,126	人 (6,632) 110,126	

区 分 年 度	常 設 展				特 別 展 覧 名	展				普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計		高 校 生	一 般	計	館 内	館 外	展 示 室			講 堂 会 議 室	計		
62 年 度 (305日)	個人	人	人	人	狩野派の名宝展 (4.25～5.24)	1,568	人	人	人	8,874	人	人	人	人	人	人	人
	団体	4,960	562	23,181	28,703	8,306	611	6,695	18,377	(761)	1,766	1,064	(4,959)	(4,959)	(4,959)	(5,720)	
	計	7,335	954	9,091	17,380	2,393	258	9,813	6,147	83,512	8,936	21,757	30,693	114,205			
		12,295	1,516	32,272	46,083	12,267	1,011	20,120	33,398								
63 年 度 (301日)	個人	7,976	750	30,344	39,070	1,579	42	2,166	3,787	(6,071)			(1,952)	(1,952)	(8,023)		
	団体	5,583	841	8,091	14,515	3,126	120	3,140	6,386	6,228	1,347	1,209	33,827	43,005	115,547		
	計	13,559	1,591	38,435	53,585	4,705	162	5,306	10,173								
元 年 度 (306日)	個人	5,303	702	27,969	33,974	2,954	155	4,757	7,866	(14,834)			(1,664)	(1,664)	(16,498)		
	団体	8,720	807	9,123	18,650	2,142	87	2,728	4,957	1,263	1,194	82,846	28,743	39,753	122,599		
	計	14,023	1,509	37,092	52,624	5,096	242	7,485	12,823								
2 年 度 (304日)	個人	5,011	700	25,818	31,529	615	77	3,626	4,318	(7,265)			(3,100)	(3,100)	(10,365)		
	団体	6,002	677	6,722	13,401	2,886	244	5,743	8,873	1,592	7,462	1,127	36,522	45,746	122,169		
	計	11,013	1,377	32,540	44,930	2,445	129	5,547	8,121								
3 年 度 (305日)	個人	4,534	702	27,667	32,903	7,495	356	10,470	18,321	(5,888)			45,397	55,141	(5,888)		
	団体	6,790	1,106	7,139	15,035	1,306	13	3,278	4,597	1,354	6,161	1,288	45,397	9,744	134,800		
	計	11,324	1,808	34,806	47,938	8,801	369	13,748	22,918								

区 分 年 度	常 設 展			特 別		展 覧		普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	人	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	館 内 人	館 外 人	展示室 人	講 堂 人	計	人
4 年 度 (298日)	個人 4,832 団体 5,757 計 10,589	627	27,314	32,773	人	まつり・獅子と龍 (7.24～8.23)	90	2,847	4,033	人	(3,550)	45,683	8,910	54,593	(3,550) 115,277
		992	6,020	12,769	1,096	近代の日本画 (10.9～11.8)	35	3,882	5,013	1,238	3,698	1,160			60,684 1,160
		1,619	33,334	45,542	2,192	計	125	6,729	9,046						
5 年 度 (303日)	個人 4,836 団体 6,276 計 11,112	679	26,943	32,458	3,858	大 海 獣 (7.30～8.29)	233	6,625	10,716		(5,415)	43,970	6,905	50,875	(5,415) 117,338
		628	5,710	12,614	665	工 芸 美 術 の 華 (10.9～11.8)	12	2,257	2,934	1,101	5,616	1,024			66,463 1,024
		1,307	32,653	45,072	4,523	計	245	8,882	13,650						
6 年 度 (307日)	個人 3,343 団体 7,193 計 10,536	477	20,296	24,116	3,816	水木しげると日本の妖怪 (4.23～5.22)	241	8,558	12,615		(2,180)	31,633	4,767	36,400	(2,180) 95,619
		224	4,701	12,118	2,418	明治維新と鳥取 (10.7～11.6)	43	3,913	6,374	829	2,305	862			59,219 862
		701	24,997	36,234	6,234	計	284	12,471	18,989						
7 年 度 (305日)	個人 3,010 団体 3,607 計 6,617	480	20,626	24,116	4,669	生命40億年のあゆみ (7.28～8.27)	204	6,929	11,802		(1,466)	28,764	4,425	33,189	(1,466) 83,257
		364	4,582	8,553	74	生誕100年記念・里見勝蔵 (10.6～11.5)	40	1,546	1,660	931	1,626	1,380			50,068 1,380
		844	25,208	32,669	4,743	計	244	8,475	13,462						
8 年 度 (311日)	個人 3,646 団体 4,532 計 8,178	431	20,677	24,754	305	大 國 主 と 大 黒 天 (4.26～5.26)	31	3,210	3,546		(7,607)	25,915	3,694	29,609	(115) (7,607) 86,329
		792	2,541	7,865	54	中西国の画家たち展 (6.8～6.30)	94	1,967	2,115	(115)	7,774	740			56,720 740
		1,223	23,218	32,619	359	大 唐 王 朝 の 華 (7.14～8.18)	63	4,043	4,465	1,393					
					342	前 田 寛 治 (9.29～11.4)	34	3,692	4,068						
					1,060	計	222	12,912	14,194						

区 分 年 度	常 設 展			展 覧	特 別 展				普 及 活 動			研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計	展 覧 名	小・中学生	高校生	一 般	計	館 内	館 外			展 示 室	講 堂 会 議 室	計	
9 年 度 (318日)	個人 2,889 団体 3,495 計 6,384	430 219 649	19,934 2,273 22,207	23,253 5,987 29,240	人 (第41回) 救おう!日本の野生生物 (7.24～8.24) 柴石・応孝と土方頼嶺展 (9.28～10.26) 開館25周年記念 栄光の近世ヨーロッパ絵画展 (11.9～12.7) 計	1,686 47 449 2,182	97 27 115 239	3,052 4,176 5,547 12,775	4,835 4,250 6,111 15,196	人 (205) (8,767) 61,364	人 (8,767) 9,109	人	人 (205) (8,767) 61,364	人 48,595	人 3,423	人 52,018	人 (205) (8,767) 113,882
10 年 度 (305日)	個人 4,824 団体 3,663 計 8,487	499 1,416 1,915	19,948 2,962 22,910	25,271 8,041 33,312	天 狗 と 山 伏 (10.3～11.3) 戦後日本画の歩み (11.14～12.13) 計	733 164 897	233 148 381	3,260 3,171 6,431	4,226 3,483 7,709	(149) (4,717) 54,257	(4,717) 4,918		(149) (4,717) 54,257	36,098	3,445	39,543	(149) (4,717) 93,800
11 年 度 (308日)	個人 2,829 団体 3,370 計 6,199	301 703 1,004	17,234 2,827 20,061	20,364 6,900 27,264	かむ・さす・かぶれる (7.23～8.22) 民芸運動と岡村吉右衛門 (10.1～10.31) 計	4,573 25 4,698	132 12 144	8,324 2,157 10,481	13,129 2,194 15,323	(278) (14,762) 65,188	(14,762) 15,007		(278) (14,762) 65,188	42,667	4,110	46,777	(278) (14,762) 111,965
12 年 度 (312日)	個人 2,971 団体 3,136 計 6,107	313 958 1,271	15,778 3,540 19,318	19,062 7,634 26,696	む き ば ん だ (7.25～8.23) 現代中国の美術 (11.3～12.3) 計	1,351 71 1,422	140 140 280	4,690 2,889 7,579	6,181 3,100 9,281	(198) (12,838) 57,945	(12,838) 13,039		(198) (12,838) 57,945	29,526	3,471	32,997	(198) (12,838) 90,942
13 年 度 (312日)	個人 4,322 団体 2,976 計 7,298	704 651 1,355	27,622 3,411 31,033	32,648 7,038 39,686	トリピー森の大冒険 (7.25～8.22) 現代美術への招待 (10.2～11.2) 計	1,642 382 2,024	51 101 152	3,342 3,101 6,443	5,035 3,584 8,619	(180) (11,566) 67,631	(11,566) 11,773		(180) (11,566) 67,631	49,917	3,321	53,238	(180) (11,566) 120,869

(1) 普及活動・館内欄の()は常設展示・特別展入館者の内数であり、同欄においては外数、館外欄の()は巡回展入場者数で内数
(2) 許可利用・展示室欄の()は共催展入場者数で内数

3 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施 行 期 日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成9.4.1施行）

1 入 館 料

区 分		金 額		
		通 常 展 示		特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	無料	1人1回につき1,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額
	高等学校の生徒	1人1回につき	無料	
	学生又は一般人	1人1回につき	180円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	無料	
	高等学校の生徒	1人1回につき	無料	
	学生又は一般人	1人1回につき	150円	

2 展示室等使用料

区 分	金 額
第 1 展 示 室	1 日につき 21,520円 半日につき 10,810円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,520円 半日につき 10,810円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,800円 半日につき 8,400円
講 堂	1 日につき 8,610円 半日につき 4,300円
会 議 室	1 時間につき 440円

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施 行 期 日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（平成9年3月25日鳥取県条例第3号）

（設 置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基 金 の 額）

第2条 基金の額は、5億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰 替 運 用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(鳥取県美術品取得基金条例の廃止)

2 鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月鳥取県条例第2号）

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成12年1月28日鳥取県教育委員会規則第1号）

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶 務 係 ・ 設 備 係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
 - (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を閲覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。
- 3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を閲覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・博物館司書・現業主事
- 3 技術職員をもって充てる職
専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は生徒及びその引率者が教育過程に基づく教育活動として通常展示を観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が、通常展示を観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。 4 70歳以上の者が通常展示を観覧するとき。 5 要介護者等及びその介護者が通常展示を観覧するとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(以下附則省略)